

2022年4月・
10月施行開始

女性の育児休業が当たり前に！男性の育児休業が増える！？

改正育児介護休業法について

改正育児介護休業法が段階的に施行され、まずは4月から本人や配偶者が妊娠・出産する予定を申し出した従業員に対し、育児休業制度の周知や取得意向の確認を個別に行うことが義務化されます。さらに10月から新たに出生時育児休業（産後パパ育休）や現行の育児休業を分割して取得することが可能になります。

本セミナーでは、これから企業に求められる具体的な対応方法を説明いたします。

日時	3/17(木) 13:30~15:00
場所	【会場】 アクトシティ浜松 研修交流センター 401 会議室 【Web】 視聴可能な場所で受講
定員	50名（先着順）
参加費	一般：5,500円（税込） 顧問先様：無料
講師	特定社会保険労務士 村松貴通 戦略経営MBA 2030SDGs公認ファシリテーター



お申込みをお待ちしております！ **FAX** 053-586-5579

会場開催へ参加します

Web開催へ参加します

事業所名	業種	従業員数	名
所在地	〒		
役職（所属）	氏名	E-mail アドレス	
		電話	() -
		FAX	() -

※お申込にかかるお客様の個人情報については、本件と労務管理情報の提供以外では使用しません。



社会保険労務士法人村松事務所
株式会社浜松人事コンサルタント

〒434-0014 浜松市浜北区本沢合 829
TEL 053-586-5318 FAX 053-586-5579

村松 社労士

検索

